

羽曳野市立教育施設等園児募集案内書

教育施設等とは

教育・保育給付の 1 号認定を受けて、「生きる力」の基礎を育むことを目的として幼児教育を提供する幼稚園又は認定こども園のことです。

1. 募集施設

裏面の「羽曳野市立教育施設等募集一覧表」をご覧ください。

2. 入園資格および入園年齢

■入園資格は、次の要件の両方を満たす方となります。

①羽曳野市内に在住の方

②1号認定証を持っておられる方

認定証とは、子ども・子育て支援法により羽曳野市が交付するものです。

認定に係る申請は、「子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用調整申込書」に必要事項を記入の上、入園申込と併せて行ってください。



■入園年齢は、各施設により異なります。裏面の「羽曳野市立教育施設等募集一覧表」にてご確認ください。

＜参考＞令和8年度入園者の生年月日

3歳児：令和 4年4月2日～令和 5年4月1日生まれ

4歳児：令和 3年4月2日～令和 4年4月1日生まれ

5歳児：令和 2年4月2日～令和 3年4月1日生まれ

3. 入園受付期間・場所

【公立幼稚園】

受付日	受付時間	受付場所
9月8日（月）	午後2時30分～午後4時30分	入園を希望する幼稚園 裏面の「羽曳野市立教育施設等募集一覧表」をご確認ください
9月9日（火）		
9月11日（木）		

受付時に子どもの面接を行いますので、必ず一緒にお越しください。

【公立認定こども園】

受付日	受付時間	受付場所
9月11日（木）	午後2時30分～午後4時30分	入園を希望するこども園 裏面の「羽曳野市立教育施設等一覧表」 をご確認ください
9月12日（金）		

※申込者が多数の場合は、抽選を行うことがあります。なお、上記期間以降も随時受付を行います。が、すでに施設の定員に達している場合は、「空き待ち」となることがありますので、予めご了承ください。

受付時に子どもの面接を行いますので、必ず一緒にお越しください。

4. 必要書類

①子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用調整申込書

※記入例を参考にご記入ください。（表裏両面）

②令和8年度羽曳野市立教育施設入園申込書

裏面が「誓約書」となっていますので、忘れずにご記入ください。

③子どもの健康問診票

必要事項を記入し、該当する口にチェックを入れてください。

④その他の書類

転入予定等で、現住所及び住民登録地が羽曳野市でない場合は、本市へ入園日までに異動することが確認できる書類（不動産売買（賃貸）契約書の写し等）と、世帯全員のマイナンバーが記載している住民票を申込時に添付してください。

5. 利用者負担額（保育料）、その他の諸経費について

■利用者負担額（保育料）

3歳児～5歳児の子どもを対象に、利用者負担額（保育料）が無償化となります。

■その他の諸経費

①利用者負担額（保育料）とは別に、教材費・園外活動費等の諸経費を徴収します。

②認定こども園は、給食費（主食費及び副食費）が必要になります。

※給食費のうち、副食費については、以下の2つのいずれかに該当される方は、徴収が免除されます。

○年収が360万円未満相当世帯

○同一世帯に小学校3年生までのきょうだいが上に2人以上いる子ども

6. 入園の決定および通知について

令和8年1月以降に、保護者あてに通知します。



7. 注意事項

- ・登降園の送迎は、保護者の方をお願いしています。
- ・特別な事情により期間中に申し込みが出来ない方は、各教育施設等へご相談ください。
- ・常時介助等の配慮を必要とする場合など特別な事情がある方は、各教育施設等へご相談ください。

8. 子育てのための施設等利用給付について

幼稚園・認定こども園の教育時間終了後、保育の必要性がある子どもであって、幼稚園・認定こども園などの預かり保育事業または、認可外保育施設等を利用した場合は、「子育てのための施設等利用給付」の対象となります。

受給を希望される場合は、別途、認定申請が必要となります。

詳しくは、「子育てのための施設等利用給付申請案内書」にてご確認ください。

無償化となる事業は以下のとおりです。

利用施設及び事業	保育の必要な事由の有無	上限額
幼稚園・認定こども園（教育部分）などの預かり保育	あり	月額最大 11,300 円まで (450 円/日×日数)

【お問い合わせ先】

羽曳野市 こどもえがお部 こども保育課 給付担当

☎ 072-958-1111（内線 1231・1232・1235）